フィリピンの公立学校における宗教教育,1901~87年

――歴史的展開とカトリック教会の役割――

市川誠

はじめに

I 制度の創設

II 法案1938年3307号

III 1950年代の転換

おわりに

はじめに

フィリピンではカトリック教会をはじめとする 宗教組織が公立学校で宗教教育を行なうことが 認められており、任意選択制宗教教育 (optional religious instruction)(注1)の制度と呼ばれている。 これまで研究の対象とされることがほとんどなかった(注2)ため、国外では十分に知られていない制度であるが、国内では多くのフィリピン人が在学中にこの宗教教育を受けるため、ごく一般的に知られる制度となっている。

1987年憲法は、14章 3 条(3)でこの制度を次のように規定している。

「両親または後見人によって書面で表明された任意選択により、政府の追加支出を伴うことなく、公立の小学校とハイスクールにおいて正規の授業時間内に、子または被後見人が属する宗教組織当局 (religious authority) が任命または承認した教授者によって、宗教が教えられることが許可されねばならない。(注3)。

ここに記されているように,この宗教教育を受けるのは両親などが手続きを行なった生徒のみで,

全員に出席が強制されるものではない。また他の 授業科目の履修を、この宗教教育への出席をもっ て替えることも認められない。公立学校の教員が この宗教教育を行なうことは禁じられており、さ まざまな宗教組織から派遣される聖職者や教育担 当者がこれを行なう。このため、教育担当者を派 遣することのできる宗派の宗教教育のみが、その 宗派に属する生徒に対して行なわれることにな る。学校の規律などに支障がない限り、公立学校 の教員が宗教教育の内容に介入することはない。 この制度は、宗教組織が行なう教育活動のために 政府・公立学校が場所と機会とを提供するものと いうことができる。時間数の上限は1週間に90分 までである(注4)。

この宗教教育は今日では広く一般に行なわれており、1988年にカトリック教会が全国の小教区の約半数を対象に行なった調査によると、それらの小教区の84年がその小教区内の公立小学校で宗教教育を実施していると回答している(注5)。しかしこの宗教教育は当初からこれほど盛んだったわけではない。1901年に公立学校の開設と同時にこの制度が創設された後、最初の数年間はこの宗教教育はほとんど行なわれなかった。こうした状況を転換し、今日に至る宗教教育の拡大に道を開いたのが1950年代になされた法令による規定の変更である。本論文はこれを含めて1901年以降の主要な

出来事を検討することで、フィリピンの公立学校 において宗教教育が拡大してきた過程を跡づける ものである。

任意選択制宗教教育の規定内容の変遷において, 常に中心的な役割を果たしたのがカトリック教会 であり、この変遷は、公教育の領域における教会 の権益拡大の過程であったとみることができる。 このことと関連して留意しなければならないのが、 政教分離との関係である。公立学校が開設された アメリカ統治期から今日まで、フィリピンでは厳 格な政教分離の原則が定められてきた。そのなか には公金を宗教組織のために支出することを禁止 する原則(注6)も含まれたため、公金によって維持 される公立学校では、宗教組織の教育活動は厳し く制限されるはずであった(注7)。1950年代より前 のフィリピンで任意選択制宗教教育が今日ほど行 なわれなかったのは、この原則が厳格に適用され ていたためである。これに対して、後述するよう に1950年代に定められた新たな規定は、授業時間 内の宗教教育を認めるなど、この原則に抵触する おそれのある内容を含んでいた。しかしこの新し い規定は、この点を曖昧にしたまま定着し、上で みた今日の制度の枠組にほぼそのまま継承されて きている。

また公立学校での宗教教育拡大の過程を明らかにすることは、フィリピン教育史の捉え直しを促すものでもある。従来の教育史では、全島で宗教教育が行なわれたのはスペイン統治期のみであり、公立学校が開設されてからは宗教教育は一部の私立学校などで行なわれるものに限られると考えられてきた(注8)。しかし現実には関係規定の変更が1950年代になされて以降、多数の生徒が宗教教育を受けてきたのである。このことは従来のフィリピン教育史の記述では欠落していた点である。

任意選択制宗教教育をめぐっては、さまざまな施策や議論が繰り返されてきたが、以下では制度の創設(第 I 節)についてみた後、特にカトリック教会が全国レベルで運動を展開した1930年代後半(第 II 節)および50年代(第 II 節)の出来事を順に取り上げる(注9)。なお本論文では「カトリック教会」という言葉で、司教団および、司祭や修道者、カトリック系の機関や団体などに所属してその活動に積極的に参加する一部の信徒など、司教団と協調する立場をとる者たちのグループを指すこととし、大多数がカトリック信徒である一般のフィリピン人と区別することにする。

(注1) この制度が公文書のなかで最初に「任意選択制宗教教育」と呼ばれたのは、1935年憲法のなかである。それ以前はこの制度の呼び方は統一されていなかった。本論文では便宜上、総ての時期の記述においてこの名称で統一してある。

(注2) 任意選択制宗教教育について、本論文と同様 に1950年代の規定の変更まで取り上げた研究としては、 Calip, Osmundo A., "The Administration of the Constitutional Provisions Related to Religious Instruction in the Public Schools in the Philippines,"博士論文, Notre Dame University, 1956年/Reventar, Serafina E., "The Development of Religious Instruction in Philippine Public Schools,"修士論文, University of the Philippines, 1960年/de León, Esmeraldo A., "The Teaching of Religion in the Public Schools of the Philippines,"博士論文, Florida State University, 1961年/拙稿「精神的な修養のための宗教教育と政教分 離 --- 1950年代フィリピンの公立学校における任意選択 制宗教教育の展開 --- 」(『カトリック教育研究』第8号 1991年7月)などがある。本論文はこれらの研究を発展 させ、カトリック教会による働きかけに注目して制度の 変遷を捉えるものである。

(注3) Republic of the Philippines (略称 R.P.), Constitutional Commission of 1986, The Constitution of the Philippines, マニラ, National Book Store, 1986年, 49ページ。「追加支出」(additional cost) という表現は、公立学校内での宗教教育には、光熱費や施設維持

費などの面で、不可避的に政府からの支出が伴うという 見解にたったものである。R.P., Constitutional Commission of 1986, Record of the Constitutional Commission: Proceedings and Debates、第4巻、ケソン・シティ、1990 年?, 362ページ/Nolledo, Jose N., The New Constitution of the Philippines Annotated, 1990年版、マニ ラ、National Book Store, 1990年、978ページ。

(注4) 1987年憲法発効後は、次の教育文化スポーツ 省令が時間数の上限を定めた。R.P., Department of Education, Culture and Sports, "DECS Order No.39, Series 1987" (1987年4月14日)。

(注5) 845 のうち515 の小教区が、その小教区内の総ての公立小学校でこの宗教教育を実施しており、残りの335 が一部の学校で実施していた。Episcopal Commission on Catechesis and Catholic Education, The Shape of Religious Education in the Philippines Today (Part II), マニラ、Imprenta Lucentina, 1989年、6~18ページ。

(注6) 1916年にジョーンズ法3条で定められ、その後1935年憲法6章13条(3),1973年憲法8章18条(2),1987年憲法6章29条(2)で定められた。

(注7) フィリピンの政教分離の原則はアメリカをモデルとしているが、そのアメリカでは1948年に連邦最高裁判所が、公立学校において授業時間内に宗教教育を行なうことを違憲と判断している。上原貞雄『アメリカ合衆国州憲法の教育規定』風間書房 1981年 177ページ。

(注8) 後述するフィリピン委員会・法律74号16条の制定とともに一時的に宗教教育がほとんど行なわれなくなった時点までで、宗教教育に関する記述が終わっている研究が多い。Galang, Zolio M. 編, Encyclopedia of the Philippines, 第9巻, Education, 第3版, マニラ, McClough Printing Co., 1950年/五十嵐二郎「フィリピンにおける教育と宗教——政教分離の過程——」(「教育学研究」第32巻第1号 1965年3月)など。

(注9) 日本占領期間の施策はその後と連続性がなく、 資料の検討も不十分なため本論文では取り上げていない。 この期間には公立学校での宗教教育は禁止されたという。 太田弘毅「軍政下フィリピンにおける教育政策」(『政治 経済史学』第213号 1984年4月)4ページ。

I 制度の創設

1. フィリピン委員会・法律74号16条

アメリカがフィリピン平定を促進する目的で、早い時期から公立学校制度の創設などの教育事業に着手していたことはよく知られている。アメリカ統治の初期に立法および行政の機関として機能したフィリピン委員会 (Philippine Commission)が公立学校を総ての町に開設することを定めた法律74号を制定したのは、比米戦争中の1901年1月であった。その16条に、公立学校での宗教教育について定めた最初の条文が記された。このことは、任意選択制宗教教育の制度が公立学校制度とともに始まったことを示している。条文は次のようであった。

「教員その他の職員は、本法律にもとづき設置されたいかなる公立学校においても、いかなる教会、宗派、または教派の教義も教えてはならず、また批判してはならず、その生徒たちにいかなる教会または宗派にも有利または不利に影響を及ぼすよう企ててはならない。……

ただし次のことは合法であるものとする。すなわち公立学校が置かれた町に所在する教会の司祭ないし聖職者本人,または指名された宗教の教員によって公立学校の生徒にその学校の建物において1週間に3回,半時間宗教を教えること。ただし生徒の両親または保護者がそれを希望し,その希望を学校長に提出される書面で表明すること。……」(iE1)。

公立学校の教員による宗教教育の禁止,宗教組織から派遣される者による宗教教育の許可,そのための手続きとしての両親などの書面による要請,1週間に90分(30分を3回)以内という時間数の上限など,今日の制度の主要な枠組となっている規定内容は,この時に定められたのである。

この条文のもととなった制度はファリボルト方式 (Faribault Plan) と呼ばれ、ミネソタ州のファリボルトという町で 1891/92 年度に 1 年間試みられたものであった(注2)。ファリボルトでこの方式を推進したのは、セント・ポール (Saint Paul) 大司教区の教区長であったアイルランド (John Ireland) 大司教である。フィリピン史においては、フィリピン諸島の領有をマッキンレイ (William McKinley) 大統領に働きかけた人物として知られるアイルランドは、任意選択制宗教教育制度の創設にも間接的に影響を及ぼしていたのである。

2. タフトのカトリック教会への配慮

法律74号の制定に際し、最も多くの議論が費やされたのが上の条文の是非に関してであった。 1900年4月にフィリピン委員会に宛てて発せられたマッキンレイの訓令のなかに「政教分離が真正で、完全で、そして絶対的であること」(注3)とあったように、アメリカ本国からは政教分離の統治方針が指示されていたからである。一部の委員は、公立学校において宗教教育を許可することがこの方針に反するとして、条文の採択に反対した(注4)。このためフィリピン委員会における条文の採否の投票結果は、賛成3票、反対2票とわずか1票差であった(注5)。

こうした反対にもかかわらず条文が採択されたのは、委員長であったタフト (William Howard Taft) の尽力によるところが大きい。タフトは本国のルート (Elihu Root) 国防長官に宛てた書簡のなかで「公立学校制度に対する教会の強い反対を避けるために、われわれはこれを賢明な規定と考えている」(if6)と記し、当初から条文の採択を主張してきたが、投票にあたっても次のように条文の必要性を訴えた。

「最も重要なのは、委員会がだれかを改宗させる

ために当地に来たのではないことを、フィリピン人に理解させることであり、もし15条(法律制定時16条——引用者)によって彼らにこのことを理解させられるなら、それは……起こり得る総ての不都合や一時的な矛盾に値するであろう。

条項はその目的を果たさないかもしれない。条項が公教育の大きな障害であり、本法律の円滑な機能の障害であることが明らかになり、これを廃止しなければならないことになるかもしれない。しかしもし廃止するとしても、それはアメリカ政府とその代表が親プロテスタントでも反カトリックでもないことをフィリピン人に示そうとするわれわれの善意の努力が明白になってからである」(注7)。

ここに示されているように、タフトが条文の採択に尽力したのは、アメリカによる統治を円滑にするためであり、それはフィリピン人の大多数がカトリック信徒であることを考慮してのことだったのである(it8)。以下でみていくように、任意選択制宗教教育の規定内容の変遷はカトリック教会の存在と深く関わっていくが、それは制度創設の当初からすでに始まっていたのである。

3. カトリック教会による制度の受容

しかしタフトの配慮にもかかわらず、採択された条文の内容と、カトリック教会が望んでいた公立学校における宗教教育のあり方との間には大きな隔たりがあった。カトリック教会が後援した政治団体であるセントロ・カトリコ・デ・フィリピナス (Centro Católico de Filipinas) の代表は、投票に先立って行なわれたフィリピン委員会による聴問において、条文を修正して「全諸島の小学校の教員がカトリック信徒であること」「カトリックがフィリピンにおいて普遍的に信仰される宗教であり続ける限り、それのみが学校で教えられること」および「その宗教教育が毎日の授業の一部であり、教員には学校に出席する生徒にこれを

教える義務があること」(注9)を定めるように求めていたのである。これはスペイン統治時代に学校で行なわれていた必修の宗教教育の存続を求めたものということができる。

こうした要望を退けて採択された条文のもとで、カトリック教会の宗教教育活動の規模は大幅に縮小されることになった。フィリピン委員会による1900年から1903年までの報告書は、この条文について「現時点まで、同条の条件に従って宗教の教授の目的のために校舎を利用することを願い出た司祭やその他の宗教の教員はいない」(注10)と記している。また1903年に全島で行なわれた統計調査の報告書も「この目的のために公立学校を利用する申し出は、たとえあったとしても、非常に少数であると理解されている」(注11)と記しており、この時期には宗教教育は公立学校で限定的にしか行なわれていなかったものと推察される。

こうして, 学校教育において保有してきた権益 を奪われたことに対し、この時期のカトリック教 会は、抗議の意思を表明することも、公立学校に おける宗教教育についての規定内容の変更を求め ることもなかった。このように教会が法律74号の なかの宗教教育の規定にあえて反対しなかった最 大の理由は、そうした抵抗運動が実効をあげるこ とが期待できなかったことにあったとみられる。 この時期には, 教会がその政治的影響力を低下さ せていた一方で、連邦党 (Federal Party) の党員 などアメリカが重用していたフィリピン人エリー トの多くは公立学校からの宗教教育の除外に賛成 しており、教会が法律74号のなかの宗教教育の規 定に反対する運動を展開しても, エリートがこれ を支持するとは考えられなかったからである(注12)。 教会が、公立学校における宗教教育拡大のために その規定の変更を求める運動を展開するのは、次

にみるようにコモンウェルス (Commonwealth of the Philippines) 発足 (1935年) 後のことである。

なお法律74号16条は、フィリピン議会が1917年に制定した法律2711号(3月10日制定、10月1日発効)すなわち行政法のなかに、ほぼそのままの形で移された。公立学校の教員などによる宗教教育を禁じた前半の段落が行政法の927条になり、任意選択制宗教教育を定めた後半の段落が928条となった(注33)。この行政法はその後、部分的な書き換えが繰り返されたため、法令その他の公文書のなかでは「改訂行政法」(Revised Administrative Code)と呼ばれることもあるが、本論文では、引用においては原文に則した名称を、他の部分では「行政法」の名称を用いることにする。

こうした行政法の改訂にもかかわらず、927条と928条の条文は書き換えられることがなかった。その大きな理由は1935年憲法の13章 5 条が「任意選択制宗教教育は、現在、法律によって許可されているように、公立学校において維持されるものとする」(注14)と定めたことにあった。ここで言及されている「法律」が、上の行政法の条項を指しており、憲法改正の手続きを踏まない限りその条文を書き換えることができないとする解釈が、一般に受け入れられていたのである。こうした制約から、1935年憲法下での任意選択制宗教教育の規定内容の変更は、行政法の書き換えにはよらず、その条文の再解釈や、行政法の施行細則の規定を変更することによってなされることになる。

(注1) United States (略称 U.S.), Philippine Commission, "Act No.74," *Public Laws Passed by the Philippine Commission*, 第1巻, マニラ, Bureau of Printing, 1903年, 103ページ。

(注2) タフトは「提案されたものと同一の方式は、 ミネソタ州のファリボルトで導入されていた」と述べて いる。U.S., Philippine Commission, "Minutes of Proceedings: Monday, January 21, 1901," (R.P., Congressional Record, Senate, 第4巻第31号, 1953年3月9日, 307ページより引用)。この方式は、カトリック教会が教区の運営する学校維持のための財政負担の軽減を図るために、町の教育委員会と協定を結び、教会立学校の施設を非宗教的な授業を行なう時間は州立学校とみなし、それ以外の時間に宗教的活動を行なうことで教会立学校としての性格を保つように取り決めたもので、フィリピンの任意選択制宗教教育制度とは異なる点も多い。Moynihan, James H., The Life of Archbishop John Ireland, ニューヨーク、Harper & Brothers, 1953年、84~85ページ。

(注3) "President McKinley's Instruction to the Taft Commission" (Maximo Kalaw, *The Development of Philippine Politics*, ケソン・シティ, Solar Publishing, 1986年, 455ページより引用)。

(注 4) U.S., Philippine Commission, "Minutes of Proceedings……," 308ページ。

(注5) 同上文書 308ページ。

(注6) Taft, William Howard, "Letter to the Secretary of War, January 9, 1901," U.S., Library of Congress, *Presidential Papers Microfilm, William H. Taft Papers*, 第8編第2~3巻, 12ページ。

(注7) Taft, William Howard, "Remarks on Section 16 of the School Bill," (de León, 前掲論文, 168ページより引用)。法律74号成立直後にタフトがルート国防長官に宛てて送った書簡 (Taft, W.H., "Letter to the Secretary of War, January 21, 1901") に添えられたこの文書は、フィリピン委員会でのタフトの発言の草稿とみられ、これを要約した文面がフィリピン委員会の議事録に記されている。U.S., Philippine Commission, "Minutes of Proceedings……," 308ページ。

(注8) May, Glenn Anthony, Social Engineering in the Philippines: The Aims, Execution, and Impact of American Colonial Policy, 1900-1913, ウエストポート, Greenwood Press, 1980年, 82ページ。

(注9) U.S., Philippine Commission, "Minutes of Proceedings: Monday, January 14, 1901," (R.P., 前掲上院会議記録, 304ページより引用)。

(注10) U.S., Philippine Commission, Reports of the Philippine Commission, the Civil Governor and the Heads of the Executive Departments of the Civil Government of the Philippine Islands (1900-1903), ワシン

トン D.C., Government Printing Office, 1904年, 258 ページ。

(注11) U.S., Bureau of Census, Census of the Philippine Islands Taken under the Direction of the Philippine Commission in the Year 1903, 第3巻, ワシントンD.C., Government Printing Office, 1905年, 675~676ページ。

(注12) Salamanca, Bonifacio S., The Filipino Reaction to American Rule, 1901-1913, ケソン・シティ, New Day Publishers, 1984年, 69ページ。

(注13) del Rosario, Vincente 注釈, Annotated Revised Administrative Code of the Philippine Islands of 1917, 第1巻, サン・ホアン, Oriental Commercial Co., 1927年, 875~876ページ。前年の1916年に、フィリ ピン議会は法律2657号(2月24日制定,7月1日発効) によってすでに行政法を定めていたが、8月29日にアメ リカ議会がジョーンズ法を制定したため、これに適合す るように修正を加えた行政法が、法律2711号により新た に制定されたのである。法律74号16条は,1916年の行政 法の1821条と1822条に転載された後, さらに17年の行政 法に転載されたのである。1916年の行政法の1821条では、 法律74号16条の「教員その他の職員は」が「フィリピン 政府 (insular),州,または市の財源のいずれにより維持 されるかを問わず,あらゆる公立学校に勤務する教員そ の他の職員は」と書き換えられ「本法律にもとづき設置 されたいかなる公立学校においても」という部分が削ら れ, 1822条では「町」を指す単語の "pueblo" が "town" に書き換えられるなどの修正が加えられた。 Philippine Islands, Official Gazette-Special Number-July 1, 1916: Administrative Code of the Philippine Islands (Act No. 2657), マニラ, Bureau of Printing, 1916年, 686~687ページ。

(注14) Commonwealth of the Philippines (略称 C. P.), "Constitution of the Philippines," C. P., Blue Book of the Inauguration of the Commonwealth of the Philippines and the Induction into Office of Manuel L. Quezon, First President of the Philippines and Sergio Osmeña, First Vice President of the Philippines, マニラ, Bureau of Printing, 1935年, 123ページ。

II 法案1938年3307号

任意選択制宗教教育に関する1920年代以前の統 計資料は管見の限りでは見当たらないが,1934/ 35年度には、総ての公立小学校とハイスクールの 11.9年にあたる769校で、総就学者の15.44年にあ たる18万6228人が、カトリック、フィリピン独立 教会またはプロテスタントの諸教派の宗教教育に 登録していたと記録されている(注1)。これらの数 字は,この時期には法律74号の制定当初とは異な り、任意選択制宗教教育の制度がカトリック教会 をはじめとする宗教組織によってより広く利用さ れていたことを示している。しかしカトリック教会 はこの時期の任意選択制宗教教育の実施状況に満 足せず、その一層の拡大を可能とするような規定 の変更を望んでいたのである。この希望を実現さ せるために教会がとった直接的な行動が、法案 1938年3307号を成立させようとする運動であった。

1. 法案の成立を求めるカトリック教会の働きかけ

任意選択制宗教教育への配慮を求めた国民議会・法案 1938 年 3307 号は、カトリック・マニラ大司教区の機関である、教育大司教委員会 (Archbishop's Committee on Education) の議会に対する働きかけによって上程されたものである(注2)。 法案は「任意選択制宗教教育に関する行政法928条および憲法13章 5条の規定をより効率的に施行する法律」と題し、宗教教育に割り当てられる時間が「遅すぎることなく、早すぎることなく、体育、軍事教練、唱歌と音楽、リハーサル、学生会……と重ならない時間でなければならず、また体育と軍事教練は宗教の授業の直前に行なわれてはならない」(注3)と定めるものであった。

特に時間の割り当てが問題とされたのは、宗教 教育が早朝や昼休み、課外活動の行なわれる放課 後などに割り当てられていることが生徒の出席の 障害となっていると、カトリック教会側が受け止 めていたためである。行政法の条文は宗教教育が 割り当てられるべき時間帯について明記していな かったが、この時期には細則という形で1927年 に改訂された教育局便覧の55条が「午後の授業 時間の直前の半時間が、これに関する要請がなさ れたときにこの目的のために認められるべきであ る」(注4)と定めており、より多くの生徒の出席が 見込まれる授業時間内に宗教教育が割り当てられ ないように制約が課されていた。法案は、宗教教 育の時間の割り当てにあたっての配慮事項を定め ることで、この厳しい時間の割り当ての方針を変 更させて、宗教教育の拡大を図ろうとするもので あった。

法案の上程後も、カトリック教会はその成立を 求めて積極的な働きかけを行なった。それは有権 者であるところの多数の信徒を動員したものであ った。その様子は次の新聞記事にうかがうことが できる。

「宗教教育法案 (3307号) の背後にカトリック教会の運動があると、今日では国民議会の議員は信じている。個々の議員に法案の支持を訴える書簡、電報と決議文が立法府に殺到している。モンティーヤ (Montilla) 議長のオフィスはこうした通信文で文字どおり埋まった」(注5)。

またハロ (Jaro) 教区のマックロスキー (James McClosky) 司教はオスメーニャ (Sergio Osmeña) 公教育省長官に電報で「宗教教育法案に反対する……敵を助ける行為ゆえに、あなた個人の名声が危機に瀕している」(注6)と伝え、法案に批判的であったとされるオスメーニャの牽制を図った。

議会での法案の審議は「短い歴史のなかで起こった最も際限なく、徹底的で、熱の入ったもの」(注7)と形容されるほどに白熱したが、票決では議員全体の3分の2が賛成に投じ、法案は1938年5月12日に議会を通過した。しかしこれに対してケソン(Manuel Luis Quezon)大統領が拒否権を行使したため、法案は廃案となった。

ケソンは法案拒否の理由を説明した6月4日付の議会宛てのメッセージのなかで、憲法が行政法928条の維持を定めているにもかかわらず、法案がその内容を実質的に変更していることなどを根拠に、法案が違憲であるとする判断を示した(it8)。しかしこの説明は、法案が成立して宗教教育の拡大への障害が取り除かれることを期待していたカトリック教会を納得させることはできず、その後も法案拒否に対する批判が教会によって展開された。

2. 法案拒否に対するカトリック教会の批判

カトリック教会のなかで最も声高に法案拒否を 批判したのは、レイエス (Gabriel M. Reyes) 大司教 をはじめとするセブ地方 (Ecclesiastical Province of Cebu) の司教たちであった。司教たちはセブ地 方の聖職者や信徒に宛て1938年6月17日付で司牧 書簡を発し、そのなかで法案拒否が不当であると 主張し、その根拠として議会で多数の賛成を得た 法案が国民の支持を得たものであることや、法案 を支持した国民や議員には憲法に反する意図はな く、憲法の規定の効率的な履行を求めただけであ ったことを挙げた。司教たちはさらに、合憲・違 憲の最終的な判断を下すのは最高裁判所であり、 議論はまだ終結していないと主張し、議会に対し 再度の法案の上程を求めた(注9)。

書簡は無視することのできない反響を呼んだた め、ケソンも直ちに新聞発表を行ないこれに反論 した。この新聞発表は、カトリック教会が政治的発言を行なったことへの非難に重点を置いており、教会の政治的介入に真っ向から反対していたケソンの立場がうかがわれる。ケソンは「問題が……立法や政府の政策に関するものであるとき、カトリックの司教たちがわが国民を代表するかのように語るのは僭越である。その何人かはフィリピン人ではない」(注10)と述べ、司牧書簡の内容にはほとんど言及せずに、それが政治的な主張であったこと自体を批判したのである。

ケソンが教会の政治的介入に強く反対した背景には社会正義計画 (Social Justice Program) をはじめとするケソンの政策が教会領有地の問題などをめぐりカトリック教会と対立していたことがあったのではないかと思われる(注11)。法案拒否をめぐり関係が緊迫した教会とケソン政権を仲介し、事態を収拾したのはオスメーニャである。セブ出身で地元の教会を支持基盤としていたオスメーニャはセブのレイエス大司教を訪問し、レイエスに再度の法案成立を求める活動を展開する計画がないことを確認するとともに、法案成立のために活動した議員やカトリック関係者、マックロスキー司教などと接触したうえで、7月には議論が決着したと大統領秘書官に報告している(注12)。

こうして、公立学校において宗教教育を拡大しようとするカトリック教会の試みは成功しなかった。しかしこれまでの規定を宗教組織の側に都合のよい内容に変更しようとする法案が1938年に議会を通過したという事実は、国政への教会の影響力がいかに大きなものとなっていたかを示している。このようにカトリック教会の運動が実効をあげるようになったのは、選挙権が一部のエリートのみでなく、教会の影響力が及ぶ多数の信徒にまで広がったためであると考えられる。婦人参政権

が認められ普通選挙制が実施されたのは,この直前の1937年であった^(注13)。

- (注1) C.P., Department of Education, "Report on Schools Offering Religious Instruction Submitted by the Director of Education, June 24, 1937," E. de la Rosa 編纂, Religious Instruction in the Public Schools, 1938年, 538ページ。マニラ国立図書館所蔵のこの資料集は、任意選択制宗教教育に関する資料やその写しを編纂したものである。
- (注2) 教育大司教委員会の議会に対する働きかけに ついては、Isidro, Antonio, *The Philippine Educational* System: Its Foundation and Practice, マニラ, Manila Educational Enterprises, 1947年, 318~320ページを参 照。
- (注3) C.P., "Bill No. 3307 as Approved by the National Assembly on May 12, 1938," (R.P., 前掲上院会議記録、332ページより引用)。
- (注4) C.P., Bureau of Education, Service Manual, マニラ?, Bureau of Printing?, 1927年, 22ページ。
 - (注5) Philippine Herald, マニラ, 1938年4月11日。
- (注6) McClosky, James, "Telegram to Hon. Sergio Osmeña, Vice President," de la Rosa 編纂, 前掲資料集, 266ページ。
- (注7) 1933年から35年まで副総督と公教育省長官を 兼任したヘイドンによる形容である。 Hayden, Joseph Ralston, *The Philippines: A Study in National Develop*ment, ニューヨーク, Macmillan Co., 1942年, 568ページ。
- (注8) Quezon, Manuel Luis, "Message of His Excellency Manuel L. Quezon, President of the Philippines to the First National Assembly on Veto of Bill No.3307—Optional Religious Instruction" (1938年6月4日), C.P., Message of the President, 第4巻第1部, マニラ, Bureau of Printing, 1939年, 419~428ページ。
- (注9) Reyes, Gabriel M. 他, "Carta Pastoral Colectiva de los Excmos. y Revmos. Sres. Obispos del Arzobispado de Cebú sobre la enseñanza religiosa," John N. Schumacher, *Readings in Philippine Church History*, ケソン・シティ, Loyola School of Theology, 1979年, 375~376ページ。
 - (注10) Quezon, Manuel Luis, "Press Statement of

His Excellency Manuel L. Quezon, President of the Philippines on Pastoral Letter of the Metropolitan Archbishop and Suffragan Bishops of the Ecclesiastical Province of Cebu on Religious Instruction in the Philippines," 1938年 6 月24日新聞発表, C.P., 前掲書, 666ページ。

- (注11) ケソン政権とカトリック教会の対立については、Constantino、Renato、The Philippines: A Past Revisited、ケソン・シティ、Tenth Printing、1975年、354~355ページ(鶴見良行他訳『フィリピン民衆の歴史11』井村文化事業社 1978年)を参照。
- (注12) Osmeňa, Sergio, "Letter to Hon. Jorge B. Vargas, Secretario del Presidente," de la Rosa 編纂, 前掲資料集, 466~467ページ。
- (注13) この時期までの教会の政治的影響力の増加に ついては、Fabros, Wilfredo, *The Church and Its Social Involvement in the Philippines*, 1930-1972, ケソン・ シティ、Ateneo de Manila University Press, 1988年、 15~17ページを参照。

III 1950年代の転換

1950年代に任意選択制宗教教育に関してなされた施策は、キリノ(Elipidio Quirino)大統領のもとで53年に行なわれた一連の規定の変更と、マグサイサイ(Ramon Magsaysay)大統領のもとで発せられた55年の教育省令とに分けることができる。前者はカトリック教会の政治的圧力に政権側が譲歩するという形でなされ、後者は教会から後援を受けていた政権がその意向に沿って実行した施策ということができる。

1. 1953年の規定の変更

- (1) 教育行政官に対する訴訟
- (イ) 教育行政官に対する疑惑

1953年に任意選択制宗教教育の規定が変更された直接の契機は、教育省長官ら現職の教育行政官3名が関与したとされる疑惑の表面化であった。その内容は、教育省長官らが1948年から49年まで

存在したフリーメーソン団の特別委員会に参加して、任意選択制宗教教育の実施を妨害したというものであった。最初にこの疑惑を全国に報道したのはカトリック系新聞『センティネル』の1953年1月24日付の記事で、そこにはフリーメーソン団フィリピン諸島大支部(The Most Worshipful Grand Lodge of Free and Accepted Masons of the Philippine Islands)が49年1月に開催した年次会議の議事録のなかの、次の部分を写真にとったものが掲載された。

「昨年、フィリピンの公立学校における宗教教育を排除するための特別委員会を任命することが勧告された。この目的のために私 (大支部長――引用者) は以下の者を任命した。

マウロ・バラディ (Mauro Baradi)………議長 ベナンシオ・トリニダッド

(Venancio Trinidad)……委員 セシリオ・プートン (Cecilio Putong)………委員

(Benito Pangilinan)……委員

議長は以下の勧告を含む完全な報告書を提出した。 (1) 私たちは『公立学校における任意選択制宗教 教育は、現在、法律によって許可されているよ

ベニート・パンギリナン

うに、維持されねばならない』(14章5条)というフィリピンの憲法の規定を支持すること。

- (2) 私たちは、公立学校における宗教教育の問題 についてのフィリピンの憲法を欺こうとするあ らゆる、そして総ての策謀に対し警戒し、戦う こと。
- (3) 適切な時期でかつ事情が許すなら、私たちが 公立学校における宗教教育の危険性と悪影響と を示さねばならないこと。

私は同報告書のなかの総ての勧告に同意し、この 承認を勧告する。……」(iキ1)。

この報道がなされたとき、プートンは教育省長官であり、パンギリナンとトリニダッドはそれぞ

れ公立学校局の局長と副局長であった。勧告の文面をみる限りでは、この特別委員会に行政法で認められた宗教教育までも妨害する意図があったとは、必ずしも断言できないように思われる。しかしフリーメーソン団に対し強い不信感のあったカトリック教会は、この報道を契機に任意選択制宗教教育の規定について抱いてきた不満を噴出させたのである。

フィリピンでは19世紀後半からフリーメーソン 団が結成されるようになり、フィリピン革命に参 加した知識階級の多くが団員であり、またアメリ カ統治期以降も多くの政治的エリートが団員であ ったことが知られている。1917年に結成されたフィリピン諸島大支部は反教会主義や無神論を掲げ ないアメリカのフリーメーソン団に近い立場をとっていたが、それでもローマの教皇庁がカトリッ ク信徒に団員になることを禁じていた50年代には、 教会のフリーメーソン団に対する姿勢にはなお厳 しいものがあったと推察される(注2)。

(ロ) カトリック教会の運動

この報道の後、カトリックの信徒団体は各地でデモや集会を組織し、署名活動を行なった。これらの運動では、疑惑の調査やプートンらの辞職の要求に加え、公立学校での宗教教育の拡大を可能とするような規定の変更が追求された。こうした運動の指針となったのが、司教団が信徒に宛て1953年2月18日に発した合同司牧書である。複数の一般新聞の一紙面全体を占めての掲載という、異例な手段(注3)で発表された司牧書では、司教団の要求や、それを実現するための運動の目標が次のように記された。

「……われわれが唯一求めているのは,現在法律で認められている任意選択制宗教教育が真に,誠実に,そして効率的に推進されることであり……これ

はカトリック信徒としてでなく、市民としてのわれわれの権利である。……あなたたちの目標は明確で、理に適い、そして正当である。すなわち……公立学校における宗教教育に関するわれわれの法律の完全な履行を保証する、具体的で恒久的な保証となる規定である」(注4)。

こうした目標を達成するために、信徒団体が有権者として議員に働きかけるという方法がとられた。司教団は司牧書のなかで次のように記し、この方法を促した。

「……われわれの目標は公民権の擁護であるから, あなたたちは……民主主義社会の市民が政府にその 意思を銘記させる,総ての手段を用いることができる。 あなたたちが,個人としても組織としても,選出さ れた議会のあなたたちの代表とともにこの問題を取 り上げることは,完全に正当化される。……」(注5)。

このため1938年法案3307号のときと同様に、多数の書簡や電報が議員のもとに殺到した。また信徒団体の集会で採択された決議文のなかには有権者としての立場に言及したものが少なくなく、1953年2月に採択されたイロイロ (Iloilo) の信徒団体の決議文には「民意を主張するために総てのコミュニケーションと情報の手段を利用すること。そして必要であると明白になったなら、この民衆の意向を選挙権の適切で意図的な行使により表明すること」(itē)という文章が盛り込まれた。

(ハ) 議会による調査とロドリーゴの証言

有権者の大多数であるところの信徒の投票行動を左右するカトリック教会の意向は、多くの議員にとり無視できないものであったとみられ、議会では繰り返しこの問題が取り上げられた。1953年2月から3月にかけて、下院では7日間に6人の議員が、上院では10日間に8人の議員がこの問題について議員特権演説 (privilege speech) を行なっている(注7)。そして下院では、プートンらが「わ

が国の公立学校から宗教教育を排除するフリーメーソン団の活動に参加したといわれることを調査すること」および「宗教教育についての憲法の規定の実行の最善の方法を検討すること」(注8)が、2月19日に決議された。

この決議にもとづき、2月末から3月にかけて下院教育委員会による公聴会が開かれた。この公聴会では学校長や視学官などの学校関係者や、バラディなどのフリーメーソン団員、カトリックとプロテスタントの代表などが証言した(注9)。プートンらの証言は、キリノが許可しなかったため実現しなかった(注10)。カトリックの代表として証言したのは、全国の信徒団体を統合した機構であるフィリピン・カトリック・アクション (Catholic Action of the Philippines) のロドリーゴ (Francisco Rodrigo) 議長であった。

ロドリーゴを除くと、他のほとんどの者の証言 は疑惑に否定的であった。また下院教育委員会か ら調査結果が報告されることもなかった。それに もかかわらず、公聴会の開催はカトリック教会に 一定の収穫をもたらしたとみることができる。宗 教教育に関する教会の計画が、ロドリーゴの証言 によって注目を集めることができたからである。 ロドリーゴは3月12日の証言のなかで、教会には 700万~を支出し、法定最低賃金を守って5000人 の教員養成大学卒業生および教育学士を宗教の教 員として雇用する計画があると述べた。これらの 数字は耳目をひくために誇張されたものと推察さ れる(注11)が、新たな雇用の創出をうたった計画は おおむね好意的に受け取られたとみられ、ロドリ ーゴの証言は5000人という数字を見出しとして多 くの新聞で報じられた(注12)。

証言のなかでロドリーゴはこの計画が実現できるための条件として,公立学校の時間割を調節し,

宗教の教員が始業時から終業時の間に異なる学級を順に教えていくように宗教教育の時間を割り当てる必要があると説明した。こうした時間割を組むことによって初めて、常勤としての雇用に見合うだけの授業数を宗教の教員が教えることが可能となるからである。ロドリーゴはこの時間割の組み方を「時差方式」(staggered system)と呼んだ。この方式を行なうためには授業時間内への宗教教育の割り当てを認めるなどの規定の変更が必要であったが、後にみるように、これは程なく実現されることになる。

なお上院でも3月9日に疑惑の調査を行なうことが決議された(iti3)が、そのための調査委員会が組織されることはなかった。このように議会の調査が不徹底に終わった主な原因は、行政側によって新たな調査が始められたことにあった。キリノの主導で行なわれたこの調査によって、プートンらに無罪の判定が下されることになる。

(二) キリノによる調査

キリノによる調査は行政訴訟 (administrative case) の形で進められ、プートンら3人が被告となり、フィリピン・カトリック・アクションなど3つのカトリック組織が原告となった。1953年2月23日にキリノはインペリアル (Domingo Imperial) 選挙委員会議長を調査官に任命した(注注)。インペリアルは原告の代表と被告を召喚して2月27日に予審を開いた後、3月から4月にかけて、学校長や公立学校局員らの学校関係者、フリーメーソン団やカトリックの代表などに対して審問を行なった(注注)後、7月初めに調査結果をまとめた報告書をキリノに提出した。キリノはこの報告にもとづき、9月22日付で行政命令213号を発しプートンらに無罪の判定を下した(注注)。

この行政命令では、問題となったフリーメーソ

ン団の特別委員会の存在と、プートンらがそれに参加していたことは、事実であったと判断されている。その一方、特別委員会が宗教教育を憲法に違反して妨害することは目的としておらず、そうした活動をしていた事実はないと判断されており、これが無罪の判定の根拠となった。この判断は、先に引用した『センティネル』の記事に掲載された勧告を、次のように解釈することで導かれた。

「……第3の勧告に関しては……それが、宗教教育を公立学校で正式に教えられる科目の1つとしたときの危険性と悪影響に言及しているのかどうかは明確でない。しかしながらこの節に、任意選択制宗教教育を含め、公立学校における宗教教育を完全に排除する意図があると解釈するのは……第1の勧告および第2の勧告ゆえに……行きすぎであろう」(注17)。

特別委員会の意図は宗教教育を必修科目とすることを防止することにあり、現行の任意選択制宗教教育の制度に反対する意図はなかったと判断されたのである。この行政命令によって、プートンらがこの問題に関して処罰されることはなくなった。しかしこのことは、カトリック教会がこの時期に展開した運動が成果をあげなかったことを意味するものではない。任意選択制宗教教育に関する規定がこの時期に、その拡大を可能とする方向で変更されたからである。

(2) 規定の変更

(イ) 授業時間内の宗教教育の許可

プートンらに対する行政訴訟の調査が進行していた1953年4月に、キリノは行政命令209号を発し、教育局便覧の55条を「宗教教育は……学校の授業時間の間、前または後になされる」(注18)と書き換えた。これにより、それまで認められていなかった授業時間内への宗教教育の割り当てが認められることになった。この規定の変更がプートン

らに対する行政訴訟と無関係でないことは、プートンらの無罪を判定した先の行政命令213号のなかで、この209号について次のように言及されていることから推察される。

「このことと関連して……行政命令209号のもとで、教育局改訂便覧55条で定められた方針が変更され、緩和されたことにふれておきたい。同条ならびに同条にもとづいた古い慣行と方針とは、原告の弁護士が、公立学校における宗教の教授のために不適切で神聖でない時間 (unholy hour) を割り当てているとして激しく非難したものであるが、それらについてのこれ以上の議論は、かくしてもはや必要なくなった。……」([注19]。

(ロ) 時差方式の承認

同じ4月に公立学校局が、行政法928条の条文解釈に関して司法省の意見 (opinion) (注20) を求める照会を行なった。その内容は、1週間の宗教教育の時間数の上限である3回の半時間が「公立学校1校あたり」であるのかということであった。前者であると解釈された場合、宗教の教員は1校の公立学校で1週間に3回までしか教えることができないのに対し、後者の解釈の場合には、その公立学校が第1学年から第4学年まで1クラスずつ(全校で4クラス)であれば、宗教の教員は1週間に最高で12回教えることが認められることになる。

この照会がなされた背景には、ロドリーゴが公表したカトリック教会の宗教教育の計画があった。この計画は後者の解釈を前提とし、宗教の教員が異なる学級を順に教えていく時差方式にもとづく時間割の組み方をとり、1人の宗教の教員が1校の公立学校で1週間に4回以上教えるようなケースを多数含むものであった。このため前者の解釈に立つと、計画はこの上限を超えることになり行政法の規定に反することになったのである。

カトリック教会は公立学校局の対応に反発し、『センティネル』を通じ、照会が「宗教教育を困難にするために教育行政官が作り上げる新たなテクニックである」(it21)と批判した。ロドリーゴも時差方式の正当性を主張しその承認を求める書簡をギアンソン (Roberto A. Gianzon) 司法省次官に送っている(it22)。さらにイロイロ州のサンタ・バルバラ (Santa Barbara) では地元の教会が、視学官と学校長の同意を得て小学校で時差方式による宗教教育を実験的に試行するデモンストレーションを行なった(it23)。

こうした働きかけがどの程度の影響を及ぼした かは明らかでないが、ギアンソンは8月に、宗教 教育の時間数の上限に関して後者の解釈を採用し、 時差方式を承認する意見を示した。ギアンソンは その根拠を次のように記した。

「……就学者に精神的な修養がきわめて必要であると認識されたことで任意選択制宗教教育が許可されたことは明白である。宗教が,道徳の最も純粋な原理を精神に浸透させるうえで果たす影響力が高まったことで,憲法の起草者たちは,公立学校における任意選択制宗教教育を政教分離の原則の例外として許可したにちがいないのである。……法律の意図をより効率的に実施する……ために,問題の規定は、そこで定められた時限が,生徒が……宗教教育を受けることを許される最長の時間を指すことを意味すると,解釈されるべきであると私は信じる」(注24)。

法律は、その意図を効率的に実施できるように解釈されるべきであるという論理によって、宗教教育がより促進されるような解釈がなされるべきであるという結論が導き出されている。こうして時差方式が承認されたことで、カトリック教会が宗教教育を大幅に拡大することが可能となった。

またこのギアンソンの意見のなかで注目される のは、任意選択制宗教教育が「政教分離の原則の 例外」であるとする見解が示されたことである。 ケソンは1938年の法案拒否にあたり「政教分離の 原則との必然的な関連によって、公立学校におけ る宗教教育に関して、現在法律によって許可され ている以上のことをフィリピン政府が行なうこと はできない」(iE25)と述べ、任意選択制宗教教育が 政教分離の原則の枠内の制度であるとする見解を 明らかにしていた。ギアンソンの意見はこの見解 を転換するものだったのである。

なおこの意見のなかではさらに、アメリカ統治の初期から維持されてきた、公立学校の教員の学校外での宗教的活動を禁止する方針が変更され、教員が日曜日に教会学校で教えることなどが認められるという見解が示された(\(\frac{1}{2}\)(\(\frac

2. 教育省令1955年5号

教育省令1955年5号は、任意選択制宗教教育に関して1953年になされた規定の変更の周知を徹底し、その履行の円滑化を図る具体的な指示や勧告を行なうものであった。この省令が発せられた経緯は、1953年11月の大統領選挙までさかのぼるものである。

(1) 1953年の大統領選挙 ---- カトリック教会のマグサイサイ支持 ----

1953年11月の選挙でマグサイサイの当選を実現させた主要な勢力はアメリカとカトリック教会であった(it27)。カトリック教会がマグサイサイを支持した理由の1つは、いうまでもなく彼のフク団(Hukbalahap)討伐での功績であった。共産主義勢力による政権奪取の回避は、カトリック教会にと

り至上命令だったからである。またマグサイサイの側も、多数の信徒の投票行動を左右するカトリック教会に配慮し、任意選択制宗教教育をはじめとする教育政策に関して教会の希望に沿った公約を示していた。

マグサイサイは1953年8月にビガン (Vigan)の神学校で演説し、宗教教育が共産主義に対する有効な対抗手段であると述べ、任意選択制宗教教育が効率的に行なわれるべきであるという見解を示した (注28)。さらにマグサイサイはカトリック法律家協会 (Catholic Lawyers' Guild) に対し、教会の主張を代弁する人物を教育省の要職に任命すると文書で約束している (注29)。これは選挙の直前に、対立候補である現職のキリノがプートンらを無罪と判定してカトリック教会のなかに不満を残したのと対照的であった。

『センティネル』は選挙の直前にマグサイサイとキリノの公約や主張を対比したが、そのなかでは任意選択制宗教教育の効率化を提唱するマグサイサイの発言も取り上げられた(注30)。マグサイサイと同じくナショナリスタ党 (Nationalista Party)から立候補した上院議員候補の兄弟であったクエンコ (José M. Cuenco)大司教をはじめ何人かの司教と司祭は、ときには説教の機会も利用して信徒にマグサイサイへの支持を求めた(注31)。マニラ大司教区のサントス (Rufino J. Santos) 大司教は信徒に宛てた10月23日の書簡のなかで「公的生活でも私的にも、完全にそして誠実なカトリック信徒である者への投票」を求め、暗にマグサイサイへの投票を呼びかけた(注32)。

(2) マグサイサイによる教育省長官の人事

大統領に当選したマグサイサイは,選挙期間中 に複数のグループに対し重複してポストの配分を 約束したこともあったといわれ(ii:33),教育省の人 事に関するカトリック教会との公約を遵守するつもりは必ずしもなかったとみられる。1953年12月には、就任を控えて組閣を進めていたマグサイサイが、教育省長官と次官にそれぞれランカウオン(Prudencio Langcauon)元教育省長官と、前述の行政訴訟の被告となったトリニダッドを指名する予定であると報じられた。これに対しカトリック法律家協会のオーベン(Ramon T. Oben)議長は次のような声明を行なった。

「報じられた情報が……真実なら、カトリック法律家協会は……新しい次期大統領に対する戦いの先頭に必然的に立つことになる。わが国の政治史においてカトリック教会を初めて団結させ、大統領候補マグサイサイを支持させた主要な争点の1つが任意選択制宗教教育であったことを、われわれは忘れるべきでない。……次期大統領マグサイサイが早くから過ちを犯さないことを希望する」(if34)。

マグサイサイ側からは声明に対する返答はなされなかったが、その後に公表された組閣では先の報道のような指名は行なわれず、教育省長官のポストは空席とされた(注35)。

その後マグサイサイはサントス大司教が推薦したカトリック界の指導的人物のなかからエンデンシア (Pastor M. Endencia) 上訴裁判所判事を、後にエルナンデス (Gregorio Hernandez, Jr.) を教育省長官に選んだ(注36)。エンデンシアはフィリピン・カトリック・アクションの初代議長を務め、その功労を教皇庁から表彰されている。1954年6月にエンデンシアが上訴裁判所長官に就任すると、サント・トーマス大学の法学部長であったエルナンデスが後任の教育省長官に指名された。教育省令1955年5号は、このエルナンデスによって発せられることになる。大学の法学部長の教育省長官就任は先例のないことであった。エルナンデスの後任として学部長に就任したのは上の声明を行な

ったオーベンである^(注37)。

(3) 最高裁判所への申し立て

エルナンデスがカトリック教会の意向を汲んで発した(註38)教育省令1955年5号は、行政命令209号などが新たに定めた規定の内容を繰り返すとともに、その6項で、公立学校での生徒の行動を総合的に評価する「品行」(conduct)の評点に際して宗教教育の点数を考慮することを認めると定めた(註39)。この規定に対し、プロテスタント教会や市民団体などは、宗教教育の履修を実質的に強制することになるとして強く反発し、その撤回を教育省に求めた。エルナンデスはプロテスタント教会などとの協議を繰り返したが、両者の対立の溝を埋めることはできなかった(注40)。

1955年9月には、マニラの公立小学校に通う息子の宗教教育の点数が、宗教の教員から学校側に報告されることに反対したPTA会長から最高裁判所に申し立て (petition) がなされ、省令6項の実施差し止めの措置や、同項の違憲判断などが求められた。しかし裁判所はこのPTA会長が宗教教育を書面で要請していたことや、PTA会長が被害を被った事実が提示されないことなどを根拠に、10月にこの申し立てを却下した(注41)。裁判所が規定内容の審理の前段階で申し立てを却下したことは「宗教教育の増進における教会と国家との間の協力の方針を間接的に明らかにした」(注42)ものといわれた。この却下によって、1950年代になされた宗教教育に関する施策の是非をめぐる議論は打ち切られることになった。

これらの施策によって公立学校での宗教教育が 拡大したことを、第1表のなかの、各年度に宗教 教育に登録した生徒数の変化にみることができる。 これらの数字は宗教教育への実際の出席者数と正 確には一致しないが、そこにはある程度までは出 席者数の推移が反映されていると考えられる。登録した生徒数は就学者数の増加とともに拡大していたが、特に1953/54年度と55/56年度には大幅に増加しており、一連の施策によって宗教教育が拡大したものとみることができる。またどの年度も登録した生徒のなかのカトリックの割合が95章を超えていることから、カトリック教会がもっぱら施策の恩恵を受けていたことが分かる。

なお1960年代以降は、カトリック教会がそれま でのような運動を展開することはなかった。これ は教会側の望んでいた規定内容が1950年代にほぼ実現し、教員や財源の不足など、むしろ教会内部の問題が残された主要な課題と認識されるようになったためとみられる(注43)。またこれに加えて、教会が宗教教育の重点を子どもから成人に移行させたことも、それまでのような運動がみられなくなった要因であったと推察される。1964年の司教団の合同司牧書簡は「多くの成長したカトリック信徒は、彼らの信仰についてほとんど完全に無知である。……十分な宗教的養成を受けていない多

第1表 公立学校就学者数と任意選択制宗教教育に登録した生徒数

年 度	就学者数(人)	宗教教育に登録した生徒数(人)							就学者に	登録した
		フィリ ピン独 立教会	聖公会	カトリック	イスラ ム教	プロテ スタン ト	その他	合 計	占める登 録した生 徒の割合 (%)	生徒に占 めるカト リックの 割合(%)
1947/48	3, 539, 620	0	0	169, 436	0	307	0	169,743	4.80	99.82
1948/49	3, 891, 146	651	0	281,501	33	1,823	0	284,008	7.30	99.12
1949/50	4, 173, 061	1,530	0	377,812	0	1,615	0	380,957	9.13	99.17
1950/51	4, 132, 725	3,328	0	424, 525	76	1,416	0	429, 345	10.39	98.88
1951/52	4,018,476	851	232	414,720	181	3,665	0	419,649	10.44	98.83
1952/53	3,660,775	1,503	248	476,753	329	5,078	0	483, 911	13.22	98.52
1953/54	3, 591, 478	5,717	338	722,771	65	6,521	29	735, 441	20.48	98.28
1954/55	3, 538, 229	3,770	157	753, 781	252	8, 298	0	766, 258	21.66	98.37
1955/56	3, 580, 525	18, 335	1,145	1,075,895	168	18,732	411	1, 114, 686	31.13	96.52
1956/57	3, 750, 496	11,815	1,624	1,006,733	535	10,098	3	1,030,808	27.48	97.66
1957/58	3,807,643	10,383	1,335	1,016,403	528	9,680	111	1,038,440	27.27	97.88
1958/59	4,040,732	7,227	1,163	1,020,113	1,033	11, 198	0	1,040,734	25.76	98.02
1959/60	4, 216, 942	8,505	856	1, 175, 114	1,257	10,312	98	1, 196, 142	28.37	98.24
1960/61	4, 257, 610	7,615	0	1, 165, 156	2,118	6,600	197	1, 181, 686	27.75	98.60
1961/62	4, 502, 930	12,477	0	1,328,899	788	13,696	1,669	1,357,529	30.15	97.89
1962/63	4, 833, 628	17,829	0	1,776,408	15, 138	35, 120	3,568	1,848,063	38.23	96.12
1963/64	5, 270, 530	19,542	4,633	1,720,903	16, 126	33,042	875	1, 795, 121	34.06	95.87
1964/65	5,640,282	12,619	4,599	1,718,748	3,637	17, 433	735	1,757,771	31.16	97.78
1965/66	5,909,774	13,072	5, 293	1,656,100	6, 450	17,454	2,465	1,700,834	28.78	97.37
1966/67	6, 326, 664								ļ	
1967/68	6,579,349	62,562	3,046	2,027,134	4,527	28,645	1,914	2, 127, 828	32.34	95.27

⁽出所) Republic of the Philippines, Bureau of Public Schools, 1954 Statistical, マニラ?, 1954年, 12 ページ/同, Statistical Bulletin, 1967-1968, マニラ, 1970年, 24ページ。ただし、登録した生徒に占めるカトリックの割合は筆者が算出した。

⁽注) 1966/67年度は公立学校局による集計が行なわれなかった。

数のカトリック信徒の育成に、カトリックの人々の全体が加わらねばならない」(注44)と訴えた。宗教教育に関する司教団の文書においては、これ以降も成人の宗教教育を重視する方針が繰り返し確認された(注45)。こうして公立学校における宗教教育に関しては、1950年代になされた施策が定着し、「はじめに」で引用した1987年憲法の規定に至っている(注46)。

- (注1) Sentinel, マニラ、1953年1月24日。勧告のなかの憲法の条文は、語順に誤りがある。語順の正しい条文は第 I 節第 3 項に引用してある。また新たな章が挿入されたため、憲法の13章は14章に繰り下がっていた。
- (注 2) Schumacher, 前掲書, 356ページ/Liang, Dapen, *The Development of Philippine Political Parties*, 香港, South China Morning Post, 1939年, 26~28ページ。教会法が変更されてカトリック信徒のフリーメーソン団への加入が認められるようになるのは1974年のことである。
- (注3) 世俗的な問題に関する文書を司教団が一般の新聞で発表したのは独立後これが初めてである。次にこうした方法で発表されたのは、1972年10月1日の『サンデー・エキスプレス』紙に掲載された、戒厳令に抗議する司教協議会の書簡である。司教団の文書の掲載先に関しては、Kroger, James H., "Human Promotion as an Integral Dimension of the Church's Mission of Evangelization: A Philippine Experience and Perspective since Vatican II—1964-1985、"博士論文, Universitatis Gregorianae, 1985年を参照した。
- (注4) Rosales, Julio R. 他, "A Time to Speak: Joint Pastoral of the Catholic Hierarchy of the Philippines on Religious Instruction in Public Schools," *Manila Bulletin*, 1953年2月18日, およ び *Manila Chronicle*, 1953年2月18日。
 - (注5) 同上。
 - (注6) Sentinel, 1953年2月14日。
- (注7) Congressional Record, House of Representatives, 第4巻第11~30号, 1953年2月10日~3月9日/Congressional Record, Senate, 第4巻第22~31号, 1953年2月24日~3月9日。
 - (注8) R.P., "House Resolution No.221," Congres-

- sional Record, House of Representatives, 第4巻第18号, 1953年2月19日, 604ページ。
- (注9) Daily Mirror, マニラ, 1953年2~3月/ Evening News, マニラ, 1953年2~3月/Manila Bulletin, 1953年2~3月。
- (注10) Daily Mirror, 1953年2月23日/Manila Bulletin, 1953年2月24日/Manila Chronicle, 1953年2月24日。
- (注11) ロドリーゴが条件とした時差方式が採用されてから30年以上後の1980年代後半になっても、全国でカトリック教会に完全雇用されている宗教の教員は4000人にすぎなかった。Vidal, Ricardo Cardinal, "Religious Instruction in Public Schools," *Boletin Eclesiástico de Filipinas*,第64巻第702・703号,1988年3・4月号,231ページ。
- (注12) Daily Mirror, 1953年3月12日/Evening News, 1953年3月12日/Manila Bulletin, 1953年3月13日。
- (注13) R.P., "Senate Resolution No. 150," Congressional Record, Senate, 第4巻第31号, 1953年3月9日, 340ページ。
 - (注14) Manila Bulletin, 1953年2月24日。
- (注15) Manila Bulletin, 1953年3~4月/Daily Mirror, 1953年3~4月。
- (注16) 報告書の提出から判定まで3カ月近くを要した理由は不明だが、行政府側は、キリノが病気療養のため渡米中であったためと説明した。Sentinel、1953年8月1日。
- (注17) R.P., "Administrative Order No.213" (1953年9月22日), Official Gazette, 第49巻第9号, 1953年9月, 3780ページ。
- (注18) R.P., "Administrative Order No.209" (1953年4月17日), Official Gazette, 第49巻第4号, 1953年4月, 1318ページ。
- (注19) R.P., "Administrative Order No.213" Official Gazette, 第49巻第9号, 1953年9月, 3782ページ。
- (注20) 「意見」とは、行政機関の長などが職務に関わる法令について疑問を生じたときに司法省の長に求める助言であり、書面の形で回答される。行政法83条がこれを定めている。1953年には269の意見が示された。
 - (注21) Sentinel, 1953年5月30日。
 - (注22) Sentinel, 1953年8月15日。
 - (注23) Sentinel, 1953年8月8日。

- (注24) R. P., Department of Justice, "Opinion No. 157, Series 1953" (1953年8月10日)、 $4 \sim 5$ ページ。
- (注25) Quezon, Manuel Luis, "Message of His Excellency Manuel L. Quezon, President of the Philippines to the First National Assembly on the Election Law, New Taxation Measures, Religious Instruction, and the Work of the Joint Preparatory Committee on hilippine Affairs," 1938年7月25日国民議会第5特別会期開催での演説、C.P., 前掲書,520ページ。
- (注26) R.P., Department of Justice, 前掲文書, 3ページ。
- (注27) Abueva, Jose V., Ramon Magsaysay: A Political Biography, マニラ, Solidaridad Publishing House, 1971年, 263~264ページ。
 - (注28) Sentinel, 1953年8月8日。
 - (注29) Daily Mirror, 1953年12月14日。
 - (注30) Sentinel, 1953年11月7日。
- (注31) Abueva, 前掲書, 265ページ/Quirino, Carlos, *Magsaysay of the Philippines*, マニラ, Ramon Magsaysay Memorial Society, 1958年, 127ページ。
 - (注32) Manila Bulletin, 1953年10月24日。
 - (注33) Abueva, 前掲書, 290ページ。
- (注34) Daily Mirror, 1953年12月14日に声明の全文 が掲載されている。
 - (注35) Manila Bulletin, 1953年12月29日。
 - (注36) Abueva, 前掲書, 291ページ。
- (注37) *Manila Bulletin*, 1954年6月30日/Sentinel, 1956年2月25日。
- (注38) エルナンデスは長官就任の当初から任意選択制宗教教育を推進する方針を示していた。Sentinel, 1954年7月17日。また省令発布の前にも、カトリック教会からの制度の履行についての不満の訴えに対し善処を約束していた。Sentinel, 1955年4月30日。
- (注39) R.P., Department of Education, "Department Order No.5, Series 1955" (1955年5月3日)。
- (注40) 協議の間に両者が交わした文書が Philippine Educator, 第10巻第 2 号, 1955 年 8 月, $9\sim16$ ページに掲載されている。
- (注41) *Case Record*, Jesus Tanghal Dera vs. Hon. Gregorio Hernandez, Jr. et al., G.R. No. L-9681。この記録はマニラ国立文書館に保管されている。
- (注42) Coquia, Jorge R., Church and State Law in the Philippines, マニラ, Central Book Supply, 1959

年,291ページ。

- (注43) 1965年には宗教の教員の不足を背景に、公立 学校の教員が宗教教育を行なうことを認めるように行政 法を書き換える法案13043号が下院を通過したが、上院 では票決されることなく終わった。このとき司教団が法 案支持を表明した合同司牧書簡は信徒の運動を促す内容 ではなかった。書簡が発せられたタイミングも遅く、カ トリック教会の姿勢は1950年代よりも積極的でないよう にみえ、むしろ法案に反対したイグレシア・ニ・クリス ト (Iglesia Ni Cristo) や教員組合の運動が目立った。 Manila Bulletin、1965年3月30日、5月19日、6月10日。
- (注44) Rosales, Julio R., "Joint Pastoral Letter of the Philippine Hierarchy," *Boletín Eclesiástico de Filipinas*, 第34巻第323号, 1965年3月, 375ページ。
- (注45) Catholic Bishops' Conference of the Philippines, "Collated Reflection and Recommendation on Evangelization," *Boletin Eclesiástico de Filipinas*, 第48 巻第535号, 1974年 3 月, 164~168ページ/同, "Position Paper on the Synod Theme Catechetics in Our Time with Special Reference to Catechetics for Children and Adults," *Boletin Eclesiástico de Filipinas*, 第52巻第579・580号, 1978年2・3月号, 101~115ページ。
- (注46) 1973年憲法の15章8条(8)では「法律で規定され得る (may be provided) ように……宗教が教えられねばならない」(R.P., 1971 Constitutional Convention, The Proposed Constitution of the Republic of the Philippines) と記されたため、同憲法下ではそれ以前と異なり、行政法928条の書き換えに憲法改正が不要となったと一般に解釈されていたが、この期間には宗教教育に関する規定は変更されなかった。また現行憲法下の実態に関しては拙稿「1987年憲法下のフィリピンの公立学校における宗教教育の実態——事例調査を中心に——」(『東京大学教育学部紀要』第32巻 1993年3月)を参照。

おわりに

任意選択制宗教教育の規定の変更をめぐるプロセスは、カトリック教会の政治的プレゼンスの大きさを如実に示すものであった。このプレゼンスは有権者であるところの多数の信徒の投票行動に、

カトリック教会が一定の影響力をもっていたことにもとづくものであった。カトリック教会が規定の変更を求める全国規模の運動を最初に展開した1930年代後半は、普通選挙制が実施され始めた時期と一致する。カトリック教会が影響力を及ぼすことのできる多数の信徒にまで選挙権が広がったことで、規定の変更を求めるカトリック教会の運動が可能となったということができよう(注1)。その後もカトリック教会は、1955年末にロドリーゴを上院議員に当選させるなど、この影響力を有効に利用している(注2)。

また規定が変更された1950年代には、フク団の 脅威を背景に、宗教教育を共産主義への対抗手段 とみなしてその拡大を支持した者が、カトリック 教会以外にも少なくなかったとみられる。宗教教 育をめぐる議論が展開された期間に一般の新聞に 掲載された寄稿や投書のなかには、宗教教育の 「無神論に対する砦」としての役割への期待を表 明したものが多数みられた(注3)。カトリック教会 とは一線を画していた一般のフィリピン人のなか にも、任意選択制宗教教育の規定の変更を受け入 れる素地がこの時期にはあったのではないかと考 えられる。

公立学校はアメリカによるフィリピン統治を維持する主要な手段であった。その公立学校において、アメリカから導入された政教分離の原則と相容れない規定が、1946年の独立からわずか数年のうちに定められたことは注目に値しよう。任意選択制宗教教育の制度の変遷は、フィリピンの教育史、宗教史ならびに政治史において無視することのできない重要性をもつものということができよう。

(注1) 選挙権の拡大に伴う教会の政治的影響力の増加については、Schumacher、前掲書、373ページを参照。(注2) カトリック教会の立場を擁護するロドリーゴの上院での活動については、Constantino、Renato; Letizia R. Constantino, The Philippines: The Continuing Past、ケソン・シティ、Foundation for Nationalist Studies、1978年、296~298ページ(鶴見良行他訳『フィリピン民衆の歴史Ⅳ』井村文化事業社 1979年)を参照。(注3) del Rosario、Ernesto、"Off the Beat," Manila Chronicle、1953年2月7日/Roces、Alejandro R.、"Roses and Thorns," Daily Mirror、1953年2月27日/Quiogue、R.、"Roses and Thorns," Daily Mirror、1953年2月16日など。

(東京大学大学院教育学研究科博士課程)